

◆出産育児一時金

保険医療課

出産育児一時金は出産者が加入している健康保険からの支給となりますが、出産育児一時金を出産費用に充てるため、健康保険から直接病院に支払う『直接支払制度』を利用すると、窓口支払いは出産育児一時金を超えた分だけになります。この制度を利用する方は病院で手続きをしてください。また、直接支払制度を利用して出産費用が出産育児一時金よりも安かったときは、その差額を健康保険に請求できます。(直接支払制度を利用しなかった場合も加入している健康保険に請求することになります。)

長浜市国民健康保険は、妊娠85日以上の出産(死産を含む)であれば39万円を支給します。(産科医療補償制度が適用された場合は3万円加算します。)多産の場合は一児ごとに支給します。ただし、出産時に長浜市国民健康保険に加入していても、出産前の6か月以内に会社等にお勤めで、その社会保険の資格が継続して1年以上あった方は、長浜市国民健康保険ではなく以前に加入していた健康保険からの支給となりますので、『直接支払制度』を利用するときは、以前に加入していた健康保険の『資格喪失証明書』が必要です。

◆すこやか手帳の交付

健康推進課

出生届時に「すこやか手帳」を交付します。健診時の質問票、予防接種時の予診票などがついていますのでご利用ください。

◆未熟児養育医療給付事業

健康推進課

出生時体重が2000グラム以下または、医師(指定医療機関)の判断により一定の条件にあてはまる満1歳未満のお子様が、指定医療機関に入院し、医療を受ける場合に、医療費(保険診療分)の自己負担金の一部を助成します。



【申請窓口】

健康推進課 ☎ 65-7779

保健センター高月分室 ☎ 85-6420

お問い合わせ先

市民課 ☎ 65-6511

保険医療課 ☎ 65-6512

健康推進課

各支所福祉生活課

☎ 65-7779

P28 参照